

グラントソントン花輪の「GST虎の巻」



輸出時のIGST

インドからの物品・サービスの輸出については、州際取引と整理されてIGSTの課税対象となっているが、税率は0%(Zero rated supply)とされて免税となっている。ただし、物品・サービスの輸出時にIGSTを課税しない(=IGSTを記載しないインボイスを発行する)ためには、予めLetter of Undertaking (LUT)を主たる事業所の管轄当局(Deputy/Assistant Commissioner)に提出するか、Bond(担保金)を供出しなければならない。

これらの手続を経ない輸出の場合は、いったん輸出時にIGSTを課税して(=IGSTを記載したインボイスを発行して)納税し、後にその還付申告することができる。

LUTとは?

LUTは、インド大統領を宛先とした念書で、1. CGSTルール96A(1)に従って物品・サービスの輸出時にIGSTを課税しないこと、2. 物品・サービスの輸出に関する全ての規定を遵守すること、3. 物品・サービスを輸出しなかった場合にはIGSTを支払い、インボイス日からIGST支払日までの期間について年18%の利息を支払うこと、を確認する。100ルピーのStamp Paperに印刷し、会社代表者が署名する。また、2名のWitnessの署名も必要で、WitnessのPANカードまたはAddhaarカードのコピーの提出も求められる。Witnessは会社関係者に限らず、誰でも良いとされる。

LUTはForm RFD-11に添付して提出する。また、以下に述べる外貨建て送金基準への合致や係争事案がないことを確認するUndertaking Letterと外貨建て送金額についての銀行のCertificationを入手し、提出する。LUTは基本的に年度単位のコンプライアンスとなる。

LUTの提出が認められるGST登録者

以下の条件を満たすGST登録者は、LUTを提出することで、IGST課税なしに輸出をすることができる。

- ・Foreign Trade Policy 2015-2020のParagraph 5に定めるステータスホルダーであること
- ・輸出売上の10%超かつ1,000万ルピー超を外貨建て送金で受け取っていること
- ・CGST法または各旧間接税法の下での2,500万ルピー超の係争事案がないこと

上記条件を満たさない場合には、以下に述べるBondの方法で輸出時のIGST課税を回避できる。

Bondとは?

輸出取引に係る税額を見積もり、それ以上の金額をBond

(担保金)とする。Bondは、輸出取引の都度の担保ではなく、継続的輸出取引に対する担保(Running Bond)でも認められ、もし担保額が輸出にかかる税額を下回った場合には新たにBondを設定する。また、その担保金について銀行保証を付さなければならないとされているが、主たる事業所の管轄Commissionerがこれまでの輸出記録を確認して認められれば、銀行保証を付けないことも可能である。銀行保証額は原則的にBond金額の15%を上限とするとされている。Bond(担保金証書)はForm RFD-11の形式に従って作成し、当局(Commissioner)に提出する。

インボイスへの記載

物品・サービスの輸出に係るインボイスには、IGSTを課税する場合には「SUPPLY MEANT FOR EXPORT ON PAYMENT OF INTEGRATED TAX」と記載しなければならない。

また、LUTまたはBondによるIGST課税なしの輸出に係るインボイスには、「SUPPLY MEANT FOR EXPORT UNDER BOND OR LETTER OF UNDERTAKING WITHOUT PAYMENT OF INTEGRATED TAX」と記載しなければならない。

還付申告

輸出に係るIGSTを納税した場合の還付申告は、基本的に月次の売上サプライ情報申告(Form GSTR-1)で輸出売上サプライを申告し、月次申告書(Form GSTR-3)で還付を申告することとなる。

旧間接税制では輸出に関して様々は書類が要求されていたが、GSTの下では、物品の輸出はShipping Billのみが必要とされ、IGST還付にはShipping Billを税関に提出し、それが輸出積荷目録(EGM)に反映されればその他の書類は基本的には必要ない。あとは、月次申告書(Form GSTR-3)で当該輸出を適切に申告すればよい。

SEZへのサプライ

SEZへの物品・サービスのサプライはGSTの下では輸出取引と同じ取扱いであり、州際取引としてIGSTの課税対象かつ税率0%(Zero Rated Supply)となる。従って、サプライ時のIGST課税を回避する場合にはLUTまたはBondが必要となり、そうでない場合にはIGSTを支払って後から還付申請をすることになる。

前回解説記事(申告・納税)の補足

前回解説記事で、2017年7月と8月の月次申告の緩和策

について触れたが、以下補足したい。

7月分の簡易版月次申告書 GSTR-3 Bの申告と納税期限は8月20日とされていたが、8月19日付けのプレスリリースで5日延長され、8月25日となった。

また、7月分のGST納税について、旧間接税制からの引継ぎクレジットを利用する場合には、引継ぎクレジットの申告(GST TRAN-1)とGSTR-3 Bを8月28日までに申告することが8月17日付け通達で明らかにされた。引継ぎクレジットを利用しない場合や、リーバースチャージに伴うGST納税など引継ぎクレジットを利用することができない納税額がある場合には、8月25日までに現金で納税する必要がある。

またGSTR-3 Bの申告とは別途、7月分と8月分のGSTR-3(原則版の月次申告書)は別途申告しなければならず、申告期限は7月分は9月15日、8月分は9月30日である。

なお、GSTR-3のPart Aはインボイスごとの売上サプライ申告(GSTR-1)と仕入サプライ申告(GSTR-2)に基づいて売上サプライ情報と仕入サプライ情報が作成されるが、Part Bの納税額テーブル(合計ベース)はGSTR-3 Bで申告したGST金額等が反映される。この場合、GSTR-3の金額とGSTR-3 Bの金額が相違してしまう場合には、以下の対応と

なる。

・納税額の相違については、GSTR-3のPart Bを修正し、納税する

→GSTR-3 Bの情報を修正し、納税する。

・GSTR-3のITC金額がGSTR-3 Bで申告したITCを上回る場合、その超過額はITCとして認められる

→GSTR-3 BでITCが過少申告となってしまっても、GSTR-3で申告した金額がITCとして認められる

<プロフィール>

花輪大資(はなわ・だいすけ)

グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士(日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。